

# 南北朝・室町期忽那氏の守護河野氏従属について

山内治朋

## はじめに

中世伊予国にあっても、地域権力としての国人領主の存在がすでに多數知られている<sup>(1)</sup>が、同国においては史料的な制約からその詳細な考察を可能とする領主が限られてくるというのが実情である。その中にあって、

忽那諸島（現中島町）を拠点とした忽那氏は、「忽那家文書」、「長隆寺文書」といった文書群が残つており、他の領主と比べると比較的考察の余地を残した領主のひとつである。忽那氏は、鎌倉期には地頭御家人であり、忽那諸島一帯に一族を分派した有力な領主であったが、中世後期にいたつて伊予国守護河野氏の権力下に従属し最終的に被官化する。これまで忽那氏については、景浦勉氏や『愛媛県史』の概説的研究や、岡田政男氏・石野弥栄氏・浜田浩氏の、海賊衆としてや地頭御家人としての忽那氏の発展を明らかにした研究が蓄積されてきたが、意外にも有力国人の事例でありますながら河野氏への従属過程についてあまり詳しく述べられることはなかつた<sup>(2)</sup>。有力国人忽那氏がいかに守護河野氏の権力内に包摂され、それが忽那氏に何をもたらしたのかについて考察することで、伊予における守護と国人の関係の一例を明らかにできると考える。また、

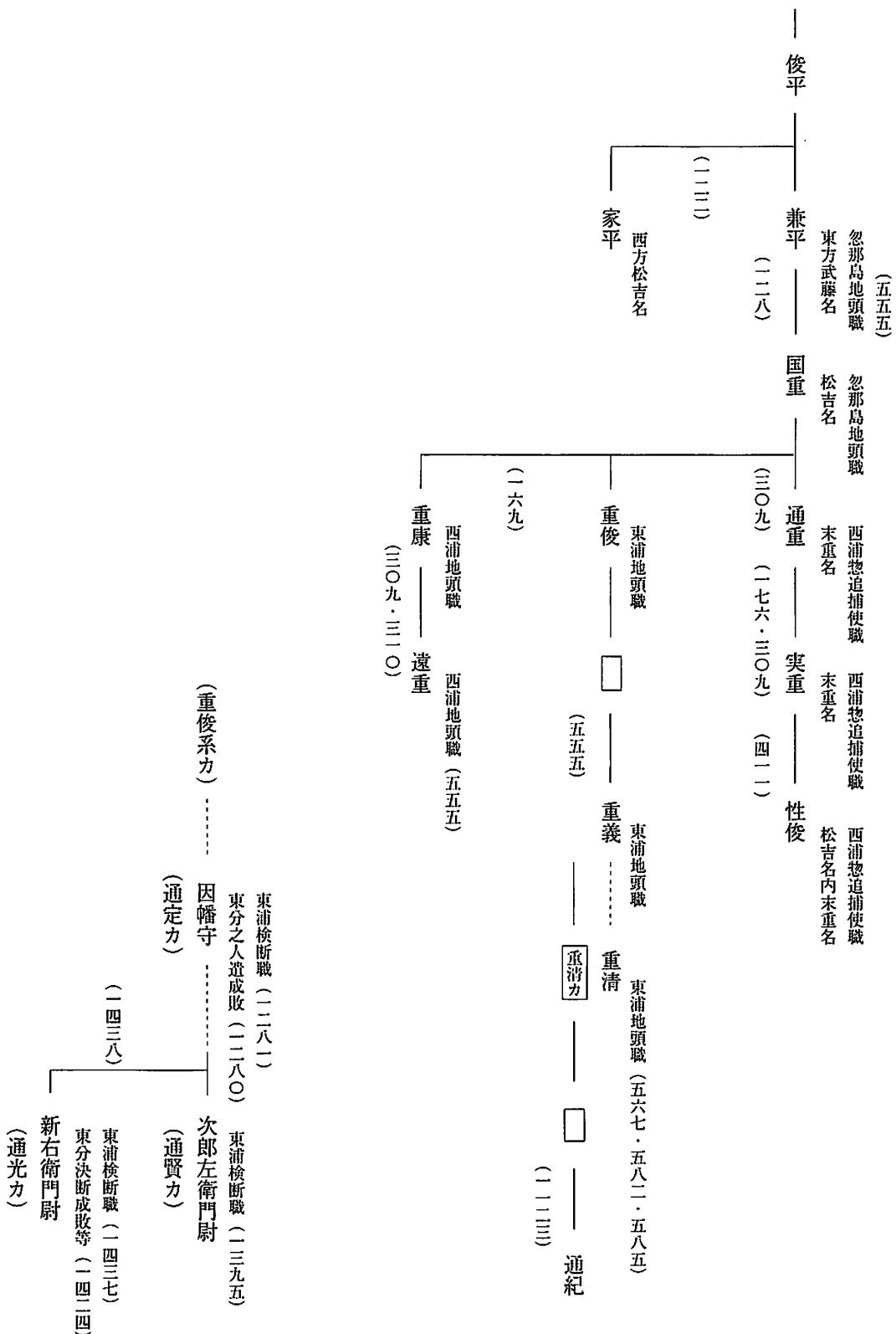
## 一 南北朝期における伊予国地頭御家人統率者との接点

の東半分を構成し、海上交通路となる島々である。また、瀬戸内海を横断して斎灘と伊予灘を区切る存在でもあり、東西の通行上も多くの場合通過せざるをえず、瀬戸内海の交通の要衝のひとつである。鎌倉末期には、伊予国海上警固のための警固所が忽那島に置かれたこともあり<sup>(3)</sup>、軍事的にも重要な拠点となる場所であった。そこを本拠とする忽那氏は当然海上に勢力基盤を有する領主である。南北朝期に征西將軍懐良親王の九州下向時に、南朝方に属した忽那義範が渡海の援助を行なつたことなどは著名である<sup>(4)</sup>。忽那氏の出自は判然としないが、藤原姓であり鎌倉期初頭にはすでに忽那島に土着し、鎌倉幕府より地頭職も与えられ地頭御家の立場にあつたことが確認できる。その意味では後に守護となる河野氏とも当時は対等であった。忽那諸島一帯に一族を分派させつつも、それは反面で所領の細分化にもつながった。これら鎌倉期における物庶関係、所領細分化、一族の拡大については、石野弥栄氏や浜田浩氏の論考に詳しく述べられているのでここで詳述はしないが、今回試みに「忽那家文書」から得られる情報のみに基づき忽那氏の略系図を作成し、本稿考察上の参考としたい。<sup>(5)</sup>元弘の変においては、河野氏が幕府方であつたのに対し忽那氏は朝廷方として行動していたが、建武期に足利尊氏が建武政権に離反して後忽那氏のうち重清が足利方に属するようになら<sup>(6)</sup>。一方でその弟とされる義範は朝廷方勢力として残り、ここに来て忽那氏は重清らの勢力と、一貫して南朝支持の姿勢を保つた義範らの勢力が、両朝に分裂して存在することとなつた。

では、南北朝期以降の動向であるが、当該期の忽那氏と河野氏との関わりを考える上で、後に河野氏がほぼ世襲することとなる伊予国守護といつ立場は重要な要素であろう。また、河野氏に限らず中央政権から補任される守護との関わりを押さえることで、後に守護職をほぼ世襲する

河野氏との関係形成の初期段階を知る手がかりとなると考える。もちろん、世襲の端緒を開く康暦元（南朝天授五・一二七九）年の補任までの間は河野氏が継続的に守護職の地位を得ていたわけではない。また、南北朝期の伊予国守護とされる人物については明確な補任状が残つておらず、現状では保有権限から在職比定がされているにすぎないため、「守護職」という地位が正式に与えられたかどうかを厳密に判断することは難しい。そこで、守護に与えられる権限のひとつでもある比較的史料上有確認が可能な一国地頭御家人統率権に焦点を当て、忽那氏が足利政権下の伊予国地頭御家人統率者とどのように関わっていくのかをここでは考察したい。

足利方に属した方の忽那氏が自ずと主たる考察対象となるわけだが、まず足利方としての行動の初見である建武三（南朝延元元・一二三三六）年七月の忽那重清の軍忠状を見ると、同年五月から六月まで京都において九州から東上してきた足利氏の軍勢に加わり朝廷方と合戦している事実が知られる<sup>(7)</sup>。この時期河野氏も、足利氏から元弘没収地を還付されるなどしており<sup>(8)</sup>、足利氏が瀬戸内海通過の途上で近隣の領主層の軍事力を集約しようとした結果と考えることもできる。そこで忽那氏は、「自當年建武五月上旬吉見參河三郎殿氏<sub>和</sub>付着到」と記し、またその軍忠状への証判を吉見頼隆からもらっていることから、吉見氏の軍事統率下で行動していたことが分かる。ここで問題にしたいのは、当時同じ武家方に属していた河野氏との関係である。そこで、当時河野氏がどういう立場にあつたかを確認する。まず、この重清の軍忠状の中で「同六月五六日兩日合戰」あるいは「同九日十一日十九日廿日合戰」とある合戦に注目したい。これは足利尊氏が、九州から再度上洛してきた時に、後醍醐天皇の籠もある比叡山を攻撃した合戦である。実はこれと同じ六月五・六日およ



### 忽那氏略系図

- 「忽那家文書」に見える記述内容に従い作成。
- ：系譜関係が明記された部分。----：所領関係などからの推測の部分。
- (数学)：根拠史料の『愛媛県史 資料編 古代・中世』での史料番号。

び十一日に、同じ京都において、河野氏も出兵し合戦をしていることが、六月十三日の河野通盛の手負注文によつて知られる。<sup>(13)</sup> そしてその時の立場については、翌十四日の足利直義からの軍勢催促状において、「早相催一族并伊豫國地頭御家人等」とあり<sup>(14)</sup>、足利氏から国内の地頭御家人の軍事統率権を認められていたことが分かる。これをもつて佐藤進一氏は河野氏の伊予国守護職の在職徵証としているが、川岡勉氏は当時の守護は足利一門が担つた可能性が高く河野氏の権限は旧来より在地に有していた影響力を足利政権が利用しようとしたものだとする見解を示している。<sup>(15)</sup> ここではこの「守護職」かどうかの問題についてまで論を及ぼすつもりはないが、いずれにせよ河野氏が伊予国の地頭御家人の軍事統率権を認められていたことは事実であり、そのことに注目しながら進めていきたい。この足利直義軍勢催促状自体は権限の付与そのものを通達したものではなく、権限を認識した上で軍勢催促状なので、権限はこれより多少遡った時期に認められていたと見るべきである。そのことをさらに示唆させるものが、先の河野通盛の手負注文の最初にある「伊豫國軍勢」の記述である。十四日の軍勢催促状の文言から考え合わせると、実態を伴うかどうかは別として、名目上この軍勢が河野氏個人の軍勢ではなく、国内の地頭御家人の軍事統率権を持つ河野氏に従つた、国内の軍事力の集合体であつたことを示してゐるのではないだろうか。つまり、この合戦時にこうして河野氏が足利政権から伊予国の地頭御家人の軍事統率権を認められていたことから考へると、地頭御家人としての地位を築いていた忽那氏は、指揮系統上は河野氏の軍事統率下での行動を取つてもおかしくはない。しかし、忽那重清は河野氏とは別人の軍事統率下にあり、河野氏が伊予国地頭御家人の軍事統率権を認められたとはいへ、忽那氏はその河野氏に対して独自に行動しうる存在であつたといえる。

ところが、翌建武四（南朝延元二・一二三三七）年になると変化が見られる。同年七月二十九日、忽那重明が伊予国内での活動について軍忠状を提出している。<sup>(16)</sup> そしてそこへ証判をしている人物が河野通盛となつてゐる。本文中にも「属當御手付御着到」とあり、河野氏の軍事統率下で働いたことが分かる。ただし、重明が当時忽那氏の中でどういう立場にあつたのかは不明であり、また建武二（一二三三五）年には重清と同時期に同内容の軍勢催促状を建武政権から受け、重清とは独自で軍事行動を取る姿も見えるので、ただちに全ての北朝方忽那氏に当てはまるまではいえない。しかし、先の重清についてもこういった変化を示唆させる動きはある。建武五（南朝延元三・一二三三八）年二月頃から、岩松頼有<sup>(18)</sup>が伊予において軍事統率を行なう姿が見られるようになる。岩松氏はこの後、暦応三（南朝興国元・一二三四〇）年には所務沙汰の遵行命令を受けるようになる。<sup>(19)</sup> ちなみに、実はそなまでの間軍事統率者としての岩松氏と並存して、所務沙汰の遵行を行なう河野氏の姿が見られる。小川信氏はこの間の岩松氏の立場について、在地の豪族を守護に任じながら別に足利一門を大将となして、守護権のひとつである一国地頭御家人軍事統率権を与える国大将であるという指摘をしている。また、一方で川岡氏はあくまで主体となるのは岩松氏の方であり、それを河野氏が補完する体制なのだとする。<sup>(20)</sup> ただ、ここではやはり双方の立場を厳密に確定することよりも、こういう経緯の中で岩松氏が伊予国での軍事統率者となつていることに重点を置く。そしてこの岩松頼有から忽那重清は、「御発向之御共仕致軍忠」<sup>(21)</sup> していたことについての建武五年三月十一日の軍忠状に証判を受けている。<sup>(22)</sup> つまり、岩松氏が伊予で軍事統率者としての行動を取るようになると、重清はその下で軍事行動を取るようになつており、足利政権から認められた伊予における軍事統率権限保有者の

下で行動している。したがって、重清の場合も重清の場合も、南北朝初期段階において、中央の足利政権から認められた伊予における軍事統率権という権限の保有者の下で行動するようになつてゐるのである。重清の場合は、それが河野氏ではなく新たに入部した岩松氏であったが、河野氏には以前に足利政権から軍事統率権を認められたことが確認でき、またその後にも認められる機会を得ており、そして最終的に軍事統率権も含んでの守護職をほぼ世襲することになるのであり、ここで重清・重明が足利政権下で軍事統率権を持つ者の下で行動するようになつたことは、後に守護河野氏と関わりを深める最も初期段階での契機ともいえるだろう。

しかし、その後北朝方忽那氏の明確な史料は姿を消す。もちろん、それが一族全ての南朝への帰属を意味するものではないが、足利政権下における地頭御家人統率者や河野氏との関係が追えなくなることは確かである。それが、二十七年を経た正平二十（北朝貞治四・一三六五）年にいたると様相の変化が見られる。河野氏が通堯によつて南朝に帰順し、足利政権下ではないものの忽那氏と河野氏が同時期に同政権下で確認できるようになる。そこで、今度は南朝に場所を移した忽那氏と河野氏との関係について考察してみる。

南北朝期の忽那氏に関する史料は、ほとんどが前期に集中しており、中後期には極めて少なくなる。よつて、河野氏との関わりを示す史料となると、更に希少になる。その中にあつてここで挙げられるものとして、正平二十二（北朝貞治六・一三六七）年十一月の河野通直（通堯）の軍勢催促状がある。<sup>(25)</sup> そこでは、河野通直（通堯）が忽那雅楽佐（重澄か）に「參御方最前致軍忠者、於本領者不可有子細」と、最前に味方として軍忠をいたせば、恩賞として本領が安堵されることを約束している。こ

の雅樂佐が、一族の中での立場にあつたのかについて明確な判断は得られないが、いずれにせよ同じ南朝にあって、通直（通堯）は雅樂佐に対して統率下での軍事行動を催促するとともに、それに応じることを条件とした恩賞提示をしており、このことはすなわち催促に応じた場合には通直（通堯）がその軍忠を認定し、さらにそれを恩賞給付主体に吹捧できる立場にあつたことを示していいよう。

ここで、南朝における河野氏の立場を確認しておきたい。河野通堯は正平二十（北朝貞治四・一三六五）年に、まず征西府を頼ることにより南朝帰順を果したと見られ、五月十日に懷良親王から令旨を受け、そこで「伊□國守護職并通信跡相傳□地等事、有執奏之上者、不可有子細」と、守護職について中央へ執奏したので問題なく得られるだろうという内定的な約束をもらつてゐる。<sup>(26)</sup> その後、直接これを受けたものかどうかは分からぬが、六年を経た建徳二（北朝応安四・一三七一）年に中務卿親王令旨による守護職補任を見る事ができる。<sup>(27)</sup> 中務卿親王とは、正平年間末期の二十四（北朝応安一・一三六九）年に懷良親王が経典の奥書などに「中務卿懷良親王」などと自書している事がすでに指摘されており、その頃懷良親王が中務卿の称号を使用していたことが分かり、懷良親王に比定される。つまり、六年前に守護職を上奏した懷良親王本人によつて守護職補任が行なわれている。ただ、これは親王令旨であり天皇綸旨でないので、南朝中央政権からの正式な補任状ではなく、懷良親王独自の行為と考えられる。そして、その四年後の天授元（北朝永和元・一三七五）年にいたつてようやく長慶天皇綸旨により守護職に補任される。<sup>(28)</sup> では、次に実際の河野氏の動向はとくに、正平二十三（北朝応安元・一三六八）年十月十五日に、伊予国知行國主西園寺氏の一族と見られる人物で南朝方に属する西園寺大納言とともに、両者同日付けて

国分寺に對して住持職と寺領の安堵を行なう姿が見られる。これについて時代は下るが応永十九（一四二二）年の靈乘上人言上状の中で、「去正平廿三年十月十五日、在御出荷、兩殿于國之御沙汰始、專寺社之沙汰之間」とあり、両者が國府において國の沙汰を始め、それは専ら寺社関連の事項だったことが記されている。<sup>(31)</sup> このことについて、すでに石野弥栄氏は、正平二十三（北朝応安元・一二六八）年以降、南朝方に立った知行國主西園寺大納言が河野氏と提携して寺社興行政策を主体とする國務を執行したとの指摘をなし、さらに両者の國務命令系統が並立して相互補完する体制を國衙共同支配体制と呼ぶ。<sup>(32)</sup> また、これを受けて川岡勉氏は、河野氏の分國支配、とりわけ道前部の寺社勢力の統制において國主西園寺氏と國衙機構が利用されている状況がうかがえるとし、南北朝期の河野氏にとっての府中掌握の意味の大きさを指摘する。<sup>(33)</sup> 正式に守護職に補任される以前からの状況ではあるが、実際に南朝方の知行國主西園寺大納言とともに國衙で國務を執行することができたということは、当然それが認められ可能になるだけの実力はすでに持っていたことを意味しよう。また、その權威的裏付けには、やはり正平二十（北朝貞治四・一二六五）年段階で征西府から守護職補任の保証を受け、南朝の上位權力から守護たりえる存在と認められていたことが想定できよう。

つまり、この時の河野氏は南朝方の守護に類する存在であり、後には守護となつた。したがつて、河野通直（通堯）から軍勢催促を受けた忽那雅樂佐は、催促に従えば守護的な存在であった者の統率下で行動することになる。そして、それと引換えに当然通直（通堯）の軍忠吹挙が根拠となるであろう本領の安堵がなされる仕組みとなつている。建武期以来、南朝方に屬していた忽那氏には、南朝政權から恩賞として所領給付がなされる様子が確認できるし、また本領の安堵を交換条件としながら

軍事統率者から軍勢催促をかけられるという例も見られる。それが、河野氏が南朝に帰順した後は、河野氏が恩賞の給付を約しながらその前提条件として軍勢を催促し、軍忠を得られればそれを給付主體の南朝政權へ吹挙できる軍事統率者の立場になつていることを確認できるのである。これを忽那雅樂佐から見れば、軍勢催促に従い統率下で軍事行動を取りることを条件として、領主としての根本的な存立基盤である本領の安堵に介在している存在が、當時守護的存在であつた河野氏だということになるのである。

この、恩賞の前提となる軍忠の認定とその吹挙ができる軍事統率者の立場という意味でいえば、河野通直（通堯）の立場は、南北朝初期の北朝側での例で先に確認した忽那重明の軍忠状に証判を据えた河野通盛の立場と同様ともいえる。ただ、やはり忽那雅樂佐についても一族内での立場が明確ではないので、この場合も忽那氏全般に当てはめて扱うことは難しい。しかし、北朝帰順期に忽那氏一族の中に伊予国の地頭御家人統率者の下で実際に軍事行動を取るものが出でてくるという方向性を見せていて、また南朝帰順期にいたつても守護的存在の河野氏が雅樂佐に示したような軍事統率者としての働きかけを見ることができるところから考へると、忽那氏一族の中には、後に南朝の守護となる河野氏から軍勢催促を受けて、いづれはその統率下で行動する方向に傾いていく者が現れるとも想定できるのではないだろうか。

その後、康暦元（南朝天授五・一二七九）年に河野氏は再度北朝に復帰し、室町幕府から守護に補任され、以降伊予国守護職をほぼ世襲することになる。そしてこの時点で、関係がうかがえた南朝方の忽那氏と接点が失わることになる。忽那氏が、この時期にあつても両朝分裂状態であったのか、南朝に一元化されていたのかは、対する北朝関係の史料

が残存しないことから判断が不可能である。したがって、忽那氏が室町幕府の守護に補任された河野氏と、両朝合一までの間に何らかの関わりを持つことができたかどうかについても分からぬ。よつて、両者の同一政権下での接点を確認することが可能になるのは両朝合一以降となる。そこからの考察については次章で扱うこととする。

このように、南北朝期においては両者とも帰属政権の移動があり、安定期に接点を持ち続けうる状態ではなかつた。しかし、まず北朝帰順期に忽那氏一族の中には、中央政権の権力を背景として伊予国地頭御家人の軍事統率権を認められた者の下で行動するようになる方向を見せていた。そして、南朝帰順期には、やはり上位権力からの権威付けを背景とすることができた河野氏から、本領安堵の前提条件として軍勢催促を受けるという一族も見られた。この方向性から考えると、両朝が統一した後、すでに康暦元（南朝天授五・一三七九）年から世襲的に守護に補任されていた河野氏に対し、伊予国の軍事統率者でもあり権益の保障を受ける上で直接接点となる存在でもあるとの認識を持ち、結果として将来的に軍事統率を受けながら引換えに権益の保障を受けるようになつていく契機は、すでにこの辺りに求められるものと考える。

## 二 室町期における主従関係への進展

### （一）軍事力提供と所領保障

ここからは、前章で述べたような関係を形成した後、南北両朝合一後の室町期にいたつた段階で、先に確認した流れに続く次段階として、河野氏と忽那氏の関係がどのように展開していくのか確認していきたい。

両朝合一以降、忽那氏に対する河野氏の対応が見られるようになるの

は、合一後十三年後の応永十二（一四〇五）年からである。九月二十一日に河野通之から忽那次郎左衛門入道道紀に対し、「久津那鳴西浦上分地頭職<sub>能登茶分</sub>」<sup>(45)</sup>という阙所地についての所領宛行状が出ている。<sup>(46)</sup>ここで道紀に關して述べると、五年前の応永七（一四〇〇）年に次郎左衛門尉藤原通紀なる人物が忽那氏の氏寺長隆寺へ寄進状を出しており、それには「任贈祖父道一之例」とある。忽那氏の氏寺に対し曾祖父道一および通紀が重ねて寺領寄進しているのであり、鎌倉末期に活動が見られる忽那重義の法名が道一であることから、次郎左衛門尉藤原通紀とは忽那重義の曾孫にあたる忽那一族の一人とみなすことができる。そして、同じ忽那氏で同時期に官途名が一致していることや、また双方の花押の形状が類似した特徴を持つことから考へると、通紀と道紀とは同一人物で、出家して入道道紀と号するようになつたと見るのが自然な捉え方であろう。ちなみに、忽那氏の系譜類には通紀あるいは道紀と称する人物名の記載を見ることはできない。もちろん系譜類の内容には信憑性の問題があるのでは、ここでは前記史料に通紀（道紀）という人物の存在が確実に認められることの方を重視せねばならない。なお、石野弥栄氏は、忽那通紀（道紀）は從来系譜類に重義の子重清の曾孫として見られた忽那通則がそれに当たるとの見解を示している。<sup>(47)</sup>名前の読み方が「みちのり」と一致し、通則と書く人物名が同時代の古文書史料には確認できず系譜類にしか見られない反面で、通紀の名は系譜類にはないが同時代の古文書史料に守護河野氏や氏寺長隆寺との関係の中で現れるということからも、そう考えるのが妥当であろう。そして、宛行状の三年後の応永十五（一四〇八）年に道紀から長隆寺末寺実際寺へ出された寄進状の端裏書には「寄進状実際寺 物領次郎左衛門尉殿」と見える。<sup>(48)</sup>これは、本寺長

隆寺に現存しており、実際寺への寄進状を預かり保管した長隆寺においては、合一後十三年後の応永十二（一四〇五）年からである。九月二十一日に河野通之から忽那次郎左衛門入道道紀に対し、「久津那鳴西浦上分地頭職<sub>能登茶分</sub>」<sup>(45)</sup>という阙所地についての所領宛行状が出ている。<sup>(46)</sup>ここで道紀に關して述べると、五年前の応永七（一四〇〇）年に次郎左衛門尉藤原通紀なる人物が忽那氏の氏寺長隆寺へ寄進状を出しており、それには「任贈祖父道一之例」とある。忽那氏の氏寺に対し曾祖父道一および通紀が重ねて寺領寄進しているのであり、鎌倉末期に活動が見られる忽那重義の法名が道一であることから、次郎左衛門尉藤原通紀とは忽那重義の曾孫にあたる忽那一族の一人とみなすことができる。そして、同じ忽那氏で同時期に官途名が一致していることや、また双方の花押の形状が類似した特徴を持つことから考へると、通紀と道紀とは同一人物で、出家して入道道紀と号するようになつたと見するのが自然な捉え方であろう。ちなみに、忽那氏の系譜類には通紀あるいは道紀と称する人物名の記載を見ることはできない。もちろん系譜類の内容には信憑性の問題があるのでは、ここでは前記史料に通紀（道紀）という人物の存在が確実に認められることの方を重視せねばならない。なお、石野弥栄氏は、忽那通紀（道紀）は從来系譜類に重義の子重清の曾孫として見られた忽那通則がそれに当たるとの見解を示している。<sup>(47)</sup>名前の読み方が「みちのり」と一致し、通則と書く人物名が同時代の古文書史料には確認できず系譜類にしか見られない反面で、通紀の名は系譜類にはないが同時代の古文書史料に守護河野氏や氏寺長隆寺との関係の中で現れるということからも、そう考えるのが妥当であろう。そして、宛行状の三年後の応永十五（一四〇八）年に道紀から長隆寺末寺実際寺へ出された寄進状の端裏書には「寄進状実際寺 物領次郎左衛門尉殿」と見える。<sup>(48)</sup>これは、本寺長

て備忘的に記述されたものであろう。また、戦国末期以降成立の系譜類に名を見せない人物を「惣領」と記述していることは、この端裏書を戦国末期以降のものとするには不自然であることから、それ以前で通紀（道紀）という名の人物が認識されていた期間のものと考えられる。したがって、発給後から通紀（道紀）という名の人物が認識されなくなるまでのいざれかの時点では本寺長隆寺に預けられ、そこで記されたものと考えられる。発給から大きく時代を隔てない時期の、忽那一族と密接な関わりを持つ氏寺長隆寺の認識として、同人が忽那氏の惣領とみなされていてことを知りうるのである。すなわち、河野通之宛行状によつて、この時すでに河野氏が忽那氏に対して、自らが直接所領を宛行うようになつてゐる姿を確認でき、それは忽那氏のうちでも惣領と認識された事例が見受けられる者に対する行為だったのである。

そして、その九年後の応永二十一（一四一四）年十月十五日には、河野通久から忽那六郎次郎（通經か）へ安堵状が出ている。<sup>(42)</sup>そこには、「本知行事不可有相違、早可抽忠勤」と本知行を安堵し、その見返りとして河野氏に対して忠勤を励むよう命じられている。南北朝期には所領給付はあくまで中央政権が実施主体であり、河野氏は軍事統率者として軍忠を認定するところまでしか確認されず、それに付隨して吹舉が想定できるまでだったのが、河野氏自身が直接本領を安堵しているのである。本領という領主としての根本的な存立基盤の安堵が行われる場合、河野氏によるその保障の能力を忽那氏側が権威的な面にせよ実効力的な面にせよ認め、河野氏が相応の能力を実際に伴つてゐることが有効性を持たせる条件となろう。その能力については、河野氏は南北朝期にまず軍事統率権を認められ、そして南北両政権下ともに守護職に任じられ、最終的に守護職をほぼ世襲することとなり、その過程の中で次第に蓄積しう

るものであつたろうし、それに対しても忽那氏は前章で見たような傾向を示す中でその能力を認識するにいたりえたであろう。この時点で、河野氏は忽那氏に対して本領を安堵できる保障権力たりえる存在となつており、引換に忽那氏は当然軍事的な行為が主体となるであろう忠勤を河野氏から期待されるという関係を生じさせていたことを確認できるのである。

ここで、ひとつ考慮しておきたい問題がある。それは、室町期の河野氏に生じた嫡庶間の対立との関連である。南北朝末の嫡家通義が弟通之に家督を譲つたことで、後に家督は通義の子通久に戻るもの、その後両家が何代にもわたり争うことになる。先述の忽那六郎次郎宛の安堵状が発給された応永二十一（一四一四）年の段階で家督は通久となつていたが、その時家督継承権を主張する家は同時に二つ存在するようになつてゐたのである。その対立の初期段階を反映するかのような事例を以下に示す。まず、庶家側の通之の子通元が応永二十四（一四一七）年十二月九日に、先に嫡家通久が本領安堵をした忽那六郎次郎に対して闕所地宛行をしている。<sup>(43)</sup>そこには「但敵方籌策之砌者、不可及異儀」とあり、当時通元には敵が存在していたことが分かる。そして、給付と引換に敵に籌策を加える時にはあくまで通元の勢力に属しその戦略に従うこと、すなわち軍事統率下に属することが求められており、敵への行動を起こした場合に備えて懐柔を図ろうとしている。これに忽那氏が応じたかどうかは明確には分からぬが、一年後の応永二十六（一四一九）年十月二十九日には、その覇所地も含めた所領と本知行がやはり通元から忽那六郎左衛門尉に安堵されている。<sup>(44)</sup>六郎左衛門尉は、「六郎」の名乗りが同じで同時期に前後して見られる六郎次郎が、仮名から官途名を名乗るようになったものとみなすべきだろう。この安堵状は、安堵の文言

のみで再度の要求の文言がないので、おそらく忽那氏が求めに応じた後にその領有をより確固たるものにする意味を持つものであろう。また、ここで通元は、嫡家通久が行なつていた本領安堵も忽那氏に対して行なつていている。つまり、河野氏庶家についても忽那氏に対して本領安堵や所領宛行を行ない、引換えに忽那氏に軍事統率下での行動を求めうる存在となつてゐるのである。ただし、この二通の文書発給の間にあたる応永二十五（一四一八）年九月三日には、嫡家通久が今度は本知行の半分を安堵している。<sup>(45)</sup>なぜ半分なのか、そのことが庶家通元からの本領安堵とということに何らかの影響を与えたのかなどの疑問が生ずるが、現時点では明確とはならない。いずれにせよ、この時期嫡家通久と庶家通元双方からの同様の行為が入り交じつてゐるのであり、河野氏としては嫡庶両家ともに忽那氏からの軍事力提供を必要とし、また逆に忽那氏にとっては河野氏の両家ともが所領の保障者となる可能性を有し、それと引換えることなる軍事力を提供すべき軍事統率者となりえたといえよう。

その後、しばしば河野氏から所領宛行や安堵を受けるようになつていながら、応永期を過ぎると河野氏庶家との関係を示す史料が消え、それらは全て河野氏嫡家からのものとなる。そして、実際に河野氏嫡家の軍勢催促に従い統率下で軍事行動を取り、恩賞として新恩所領の給付を受けているという事例が、時代は下るが応仁元（一四六七）年の史料により確認できる。こうして、室町期を通じて所領の保障を受けながら軍事力の提供を求められ軍事統率を受けるという関係が、次第に形成され固定化されていつたものと考えられる。

## （一）河野氏の保障権力化

応永期以降しばしば河野氏から所領宛行や安堵がなされる様子を確認

できるようになるのだが、前節では主に軍事力の提供と引換えに所領の保障を得るという関係について確認した。この背景には、当然河野氏にとって当面解決すべき軍事的問題が生じていたと考えるべきであり、そうした背景は両者の関係が形成されていく上で少なからず影響を与えているであろう。

では、ここからはそれらとまた背景を異にして、即時的な軍事力を必要としていないところでの河野氏から忽那氏への関与について確認していきたい。そこで、ここでは特に安堵を中心として考察を進める。その中で気が付くのが、本領安堵の事例および忽那島の東浦に関する事例が散見されることである。本領安堵の事例については前節で軍事力提供との関わりで確認したとおりである。したがつて、ここでは東浦に関する事例に着目したい。そこには、忽那因幡守（通定か）への「東分之人遣成敗」「東分檢斷」、忽那次郎左衛門尉（通賢か）への「東分けんたん職」、忽那新右衛門尉（通光か）への「東分決斷成敗」「東浦之檢斷職」の安堵といったものが見られる。<sup>(46)</sup>では、東浦の持つ意味について確認しておきたい。忽那氏の鎌倉期以来の所領の変遷については、すでに石野弥栄氏や浜田浩氏によって研究がなされているので詳述はしないが、鎌倉中期の段階で惣領国重の子息たちに相論が発生し、それについての建長六年（一二五四）年の幕府の和与により、次男重俊には東浦地頭職、三男重康には西浦地頭職が認められるという忽那島地頭職の分割が行なわれた。なお、当時嫡子の立場にあつた通重にも、建長三年（一二五一）年に国重から西浦惣追補使職などが譲られていた。この後、各家がそれぞれに基盤を築くこととなつていき、東浦地頭職は重俊の孫重義、そして重清へと受け継がれていることが確認できる。そしてさらに、先述のよう

忽那氏宛所領安堵状一覧

	年	月 日	文 書 名	発 給 者	宛 所	内 容 (安堵所領)	典 摂
1	応永21 (1414)	10月15日	河野通久安堵状	越智 (河野通久)	忽那六郎次郎(通経 カ)	本知行	「忽那家文書」 県史1188
2	応永25 (1418)	9月 3日	河野通久安堵状	(河野通久)	忽那六郎次郎(通経 カ)	忽那島之内本知行半分	「忽那家文書」 県史1195
3	応永26 (1419)	10月29日	河野通元安堵状	通元 (河野通元)	久津那六郎左衛門 尉(通経カ)	久津那島本知行・和介郡之内本 郡郷三郎丸名・同久枝之六郎左 衛門名田職・大内九郎三郎名田 職	「忽那家文書」 県史1199
4	文安元 (1444)	8月29日	河野教通安堵状	教通 (河野教通)	忽那因幡守(通定カ)	久津那島東分之人遣成敗	「忽那家文書」 県史1280
5	文安元 (1444)	9月 6日	河野教通安堵状	教通 (河野教通)	忽那因幡守(通定カ)	久津那島之内東分検断	「忽那家文書」 県史1281
6	文安 5 (1448)	3月17日	戒能通明安堵状	戒能下野守通明	忽那又九郎(通賢カ)	忽那之島有恒名田職(豆州・教 通成敗の旨に任せて)	「忽那家文書」 県史1289
7	長禄 3 (1459)	6月 1日	河野刑部大輔某安 堵状	刑部大輔 (河野氏)	忽那次郎左衛門尉 (通賢カ)	當知行之地・寺家杜家等	「忽那家文書」 県史1357
8	寛正 5 (1464)	7月23日	河野通秋安堵状	刑部大輔 (河野通秋)	忽那次郎左衛門尉 (通賢カ)	忽那島東分けんたん職	「忽那家文書」 県史1395
9	文正元 (1466)	4月10日	河野通生安堵状	通生 (河野通生)	忽那新右衛門尉(通 光カ)	忽那島東分決断成敗等	「忽那家文書」 県史1424
10	応仁2 (1468)	2月12日	河野教通安堵状	教通 (河野教通)	忽那新右衛門尉(通 光カ)	忽那島東浦之検断職	「忽那家文書」 県史1437
11	応仁2 (1468)	2月12日	河野教通安堵状	刑部大輔 (河野教通)	(忽那新右衛門尉(通 光カ))	忽那次郎左衛門尉(通賢カ)… 跡所領等	「忽那家文書」 県史1438
12	文亀4 (1504)	2月 9日	河野通宣(刑部大 輔)安堵状	通宣 (河野通宣)	忽那新右衛門尉(通 光カ)	國貞・本長・友行・吉松・末武分・ 半	「忽那家文書」 県史1589
13	永正2 (1505)	12月 4日	河野通宣(刑部大 輔)安堵状	通宣 (河野通宣)	忽那新右衛門尉(通 光カ)	忽那五名	「忽那家文書」 県史1595

典摂欄の「県史〇〇〇〇」：「愛媛県史 資料編 古代・中世」史料番号〇〇〇〇

れた事例も見受けられるのであり、東浦地頭職の重俊の系統に属する家がいすれかの時点で惣領家として認識されるようになつたものである。時代の変遷の後、東浦での権益も室町期の段階にいたるまでに細分化が進んできたものと考えられるが、本来持つていて性格を考え合わせた時、先に安堵が確認された東浦での権益は、東浦に基盤を築いた重俊の系統の基本的基盤から分化した一部であろう。したがつて、これらを安堵されている因幡守・次郎左衛門尉・新右衛門尉は、本流か分化した傍流かは分からぬが重俊を祖とする系統に属し、それに属する通紀とも近い関係にあり、また三者とも同じ東浦検断職を安堵されていることから、彼らは系譜的に一つの系統であろうことなどが想起され、東浦検断職は彼らの基本的基盤の一部があるいはそのものであつただろう。また、新右衛門尉の場合、この東浦検断職の安堵状を受けた応仁二(一四六八)年二月十二日と同日付けで、兄次郎左衛門尉の一跡所領等を相続することを認めた相続安堵状を河野氏から受けている。<sup>32)</sup>しかし、すでに示したように兄次郎左衛門尉も東浦検断職を安堵されて保有していたのであり、相続を安堵された兄の所領に含めて一括で安堵されて保有していくと思議ではない。ここで東浦検断職をあえて兄次郎左衛門尉の所領と別に安堵しているところには、両者を別個に捉え、忽那氏における東浦検断職というものを特別視しようとする觀念が内在しているようにも見て取れる。なお、重俊以来重清までは代々東浦地頭職であったものが、室町期にいたると東浦検断職がそれに安堵されるようになり、またその東浦検断職を特別に扱う向きがあることも含めると、ひとつ可能性としては南北朝期から室町期初頭の間に本流の基本的基盤が細分化して東浦検断職となつたことが考えられるが、その一方であるいは河野氏との関係を強めたのは東浦検断職を基本的基盤とする傍流で、それが東浦地

頭職の本流を凌駕したということもひとつ可能性として推測できるのかもしれない。いすれにせよ、河野氏が忽那氏の本知行を安堵した事例をすでに述べたが、ここでは同様の基本的な基盤と考えられる所領の安堵を具体的な名称を示す形ででも繰り返し行なつていたことが分かる。また、それは即時的な軍事力提供を伴わない状況下でも基本的基盤の安堵が継続的になされているということであり、河野氏が恒常的に経済基盤の確保を保障する上位権力となつていている。

次に、先にも触れた応仁二（一四六八）年の忽那新右衛門尉宛の相続安堵状に注目してみたい。内容は、河野教通より「忽那次郎左衛門尉一跡所領等之事、任先例舍弟新右衛門尉相続不可有相違」と兄次郎左衛門尉の一跡所領等の相続を安堵されたものであつた。弟新右衛門尉が先代の兄次郎左衛門尉の跡を継ぎ、後継者として所領などの諸権益を相続することを認めてもらつていて。史料上では、寛正五（一四六四）年に次郎左衛門尉の活動は消え、翌寛正六（一四六五）年からすでに新右衛門尉が河野氏との関連の中で姿を現すようになつていて。<sup>(54)</sup>ここには三年の差異が見られるが、ひとつの解釈としてすでに新右衛門尉は一族内で事実上家督の繼承を行なつており、この安堵状においてその既成事実の正当性を河野氏から追認してもらつたものとの理解もできるのではないだろうか。いずれにせよ、ここで河野氏は、忽那氏の家督繼承という家そのものの存続に関わるところでの正当性を保障しているのである。

そして、文明六（一四七四）年には、その河野教通（この頃すでに通直と改名）の弟通生から「忽那新右衛門此三通持參、通生具以拝見、三通共、父通久自筆也」と、持参した三通の文書について父河野通久自筆であることの証明が出されるという事例も見られる。<sup>(55)</sup>これには、応永二十一（一四一四）年の河野通久の本知行安堵状、同二十五（一四一八）

年の同人の本知行半分安堵状、同二十六（一四一九）年の同人の社領安堵状の三通が写されており、それら河野氏先代当主がすでに行なつた本知行や社領の安堵について、現当主通直（教通）の兄弟通生が正当性を確認しているのである。通生については、応仁期前後に教通が在京した時に、在国して軍事指揮を取るなど国許のことを任せられた存在であったとの指摘がすでになされており<sup>(56)</sup>、教通権力の中枢にあつた存在である。そして、文面には忽那新右衛門尉がこの三通を持参してきたということが明記されている。このことから、忽那氏が從来保有してきた既得権益の正当性の根拠を河野氏先代の安堵状に求め、さらに現政権からその安堵状自体の正当性について確認を得るべく持参し、実際に証判を受け、今後もその効力に期待しようとする姿を見て取れる。つまり、この時点における忽那氏に、歴代河野氏を保障権力とみなす認識がすでに定着している様子をうかがうことができる。

ここで、こうした河野氏への認識とその定着化の過程の中で、触れておきたい事柄を二点述べる。まずひとつには、忽那氏の通字の変化である。南北朝期までに文書中に見られる忽那氏の多くが実名に「重」を使用しているが、先述した応永期の通紀の頃から「通」を最初に付けた実名となつていて。一次史料である文書中に「通」を使用した実名を確認できる例は少ないのだが、系譜類を見た時に、奥書に天正十五（一五八七）年に忽那龜寿丸の書とする「忽那嶋開發記」によると、三郎左衛門尉通則とその弟とする六郎治郎通經の代から「通」を使用し、以降一貫してそれが継続されている。「通」は周知のとおり河野氏が通字とする字である。そのことは、「忽那氏系図」にも見られるのだが、さらにこの系図によると通則・通經兄弟には従兄親茂があり、その父は親克といい、そしてさらにその父は共通の祖父となる親重となつていて。つまり、

父の代に分かれた従兄の家の方が祖父以来の字を受け継いでいるのである。そして、最も興味深いのは従兄親茂の付記に「雖繼家督三郎左衛門殺之」とあることである。三郎左衛門とは、系図中の通則の付記にそう記されていることからここでは同人を指すはずである。つまり、ここには親茂の系統が本来家督を継承していたが、通則・通經の系統がそれを強硬手段により奪取した旨が記されているのである。もちろん、この系図の記述も含めて後世の編纂物には、編纂者の意図が加わる可能性があり、事実関係をそのまま信頼すべきではないのだが、この系統の交替についても、先に可能性のひとつとして南北朝期から室町期初頭の間に東浦検断職を基本的基盤とする傍流が本流を凌駕したかもしれないと推測したことを見い起させる記述でもあり、あるいは実際に系統の交替があつたのかもしれない。いずれにせよ、忽那氏が実際に河野氏との関係を緊密化させたことやその時期などを合わせて考えた時、通字の変化や親茂の付記は示唆的であり、応永期の通紀の頃が忽那氏にとって河野氏との関係という面においてひとつの画期であつたのではないかとの可能性が想起されてくるのである。

次に二つ目として、差出人を「通里」とする忽那氏宛書状に、差出人の傍に「河野彦四郎法名崇性、忽那因幡守父也、忽那島住居人也」という付箋が貼付されていることである。<sup>(59)</sup>このことは、「忽那嶋開發記」に通經の次代としている因幡守藤原通定が、「実河野通里子也」とされているところにも見ることができる。要するに、通定は忽那島居住の河野通里の子である旨の記述が見られるのである。また、通則の肩書きにも「河野氏」とあり、「此時為義満將軍御下智、越智家一縁令契諾、定紋并通之字讓賜、応永十二酉年」との本文も見られる。<sup>(60)</sup>これらは、興味深い内容ではあるが、付箋については「忽那家文書」に全体的に見られるも

のであり後世の整理にかかるものと考えられ、また「忽那嶋開發記」も後世の編纂物であり、ともに事実関係には慎重な検討が必要である。また、書状の差出人「通里」を河野通里とすること自体についても、河野通里なる人物の性格やその活動が明確ではない現時点においては、可能性を述べることはできても断定までは難しい。「通里」書状と「忽那嶋開發記」に共通していえることは、河野氏から当主を迎えたがあるいは縁者として契約したという記述によって、河野氏の縁者となつたという後世の認識が示されているということである。通定が実際に河野氏を出自とするのであれば河野氏による忽那氏の事実上的一族化となるのだが、ここでは残念ながらそれを断定することまではできない。ここで注目したいのは、あくまで先述のような通紀の頃に河野氏との関係の面で画期を迎えた可能性が想起された点との関連の上であり、その点でいえばここでの事例も、やはり通紀の頃が画期であつた可能性をうかがわせるのである。一族化の可能性の問題については、両者の関係を考える上で大きな意味を持つものであるが、あくまで現時点で真偽は明確となるないのであり、考察の余地のある問題として意識しておくにとどめる。

### (三) 経済的役負担

前節のような両者の関係が形成されていく中で、河野氏の保障権力としての機能ばかりが定着していくわけではないはずであり、逆に代償として忽那氏に課せられた負担もあつたはずである。それについて、すでに軍事力提供という軍事的側面においての確認はしたが、ここでは勢力基盤の重要なもうひとつ要素の経済的側面から確認してみたい。

ただ、これについては史料的な制約が大きく、確認できる史料は少ないのですが、それらを以下に示し、考察を加えることとする。まずは、前

節で取り上げた、河野通生が忽那新右衛門尉持参の三通の文書を父河野通久自筆であると証明した文明六（一四七四）年三月二十九日の文書を再度確認する。ここには、忽那新右衛門尉が文書を持参した経緯が若干だが記されており、「當國御判為御札、所帶伍十分一公用之時、忽那新右衛門此三通持參」とある。「當國御判御札」については、同月五日の越智郡仙遊寺（現玉川町）宛の河野氏奉行人奉書に「當國就續目御判之事、急度差上使節致御札候、然間當郡内寺家要脚之事、被致奔走來十日以前可有沙汰」と見え、<sup>(6)</sup>「當國就續目御判之事」の御札に使節を上らせるので郡内の寺家要脚を十日までに沙汰するよう命じている。前年文明五（一四七三）年十一月二十二日に伊予国守護職の補任状を河野通直（教通）<sup>(7)</sup>が得ていることから、これらは守護職補任状の御札と考えられ、その礼銭徵収のための課役であろう。忽那氏への五十分一公用もそれらの一環による賦課と見られ、同氏はそれに応じている。五十分一役は、すでに田沼陸氏が指摘するように建武政権の政策に系譜を引く地頭御家人役で、守護の請負を経るうちに次第に国役化して守護の收取に包摂される。<sup>(8)</sup>ここでの場合、幕府の賦課の請負ではなく、河野氏が幕府に行なう御札の財源であり、すでに守護役化している状況が見て取れよう。ここに、忽那氏が守護役銭を課され、実際に負担している様子を見ることができるのである。

次いで確認できる史料は五十年程下つたものとなってしまうが、大永元（一五二一）年十一月二十九日に河野通直（彈正少弼）から発給された免許状である<sup>(9)</sup>。そこには、「屋敷分一町反錢并政所屋敷之内ニ居候する被官一両人之諸公事等」を、忽那新右衛門尉（通乗か）に対し免許する旨が示されている。内容自体は役の免許であり留保意図の伝達であるが、それは河野氏による賦課を前提とした留保であり、本来は賦課対象

に属するとの認識が存在したはずである。このように、当該期の河野氏は忽那氏の事例から、守護公権に由来すると考えられる所領高賦課・段別賦課についてともに実施の事実を確認でき、忽那氏はそれを課されして応じるようになっている姿を確認することができる。

このように、室町期に入り軍事力提供と引換えに所領の宛行や安堵を受けるようになり、その後次第に河野氏を権益の保障が恒常的に期待できる存在とする認識が定着し、また同時にその代償として経済的な負担を担う様子も確認できるのである。

### 三 河野氏麾下での忽那氏の勢力基盤拡張

#### （一）忽那島西浦での所領獲得

では、前章までのようない河野氏との関係を形成する事が、忽那氏にどのような影響を及ぼしたのかについて考察していくこととする。そこで、まず勢力基盤の基本である所領に着目し、特に本래的に所有していた部分に關わる事例について最初に触れておきたい。

応永期以降河野氏からの所領給付が確認できるようになる初見として、応永十二（一四〇五）年の河野通之の宛行状があることは先に確認したとおりである。そして、この宛行状によつて給付された所領は「久津那嶋西浦上分地頭職<sup>(10)</sup>」であった。東浦の性格については先述したが、その時に西浦についても若干触れた。それは、鎌倉中期建長六（一二五四）年の幕府の和与により、重俊に東浦地頭職が認められ、弟重康に西浦地頭職が認められ、また当時嫡子の通重にも建長三（一一五一）年に国重から西浦惣追補使職などが譲られていたというものであつた。つまり、重康や通重の系統の基盤が西浦に築かれていくこととなつた。

そして、やはり西浦についても、当初の西浦地頭職は室町期の段階にいたるまでに細分化が進んできたものと考えられ、ここでは上分地頭職となり、また知行主体も変化して能島村上氏と見られる能島衆が先知行していたようである。しかし、本来持っていた性格を考えた時、重康に西浦地頭職が分配されたことを端緒とする所領である。それが応永期になつて、東浦地頭職を保有した重俊の系統で、惣領とみなされる事例も見受けられた忽那通紀に給付されたのである。当時の忽那氏がそれをどう認識したかは分からぬものの、事実上は元来忽那氏一族の所領であつた所を再度領有することが認められ、いわば回収するような形となつたのである。また、それは一族の中でも他系統の家の得分となつていて所領の一部を領有することが認められたのであり、それまで基盤として保有していたであろう東浦の諸権益に加えて、かつて他系統の家に分割された西浦地頭職の一部を併合するような形となつているのである。そして、それは河野氏が認めるところで実現しているのである。残念ながら、この他に西浦での所領獲得の例を確認できないので、さらに詳細に西浦方面の権益獲得について検証を加えることは難しい。

## (二) 本土での所領獲得

河野氏との関係がもたらした所領への影響を考える時、忽那氏の本拠忽那諸島の外で獲得した所領についても確認が必要となつてこよう。そこで、河野氏から給付を受けた所領のうち忽那諸島外のものについて、事例が限られて断片的にはなるが、いくつかについてどこにどういった所領を獲得しているのか確認してみたい。

まず、先述した応永二十四（一四一七）年の河野通元宛行状では、忽那六郎次郎に対し「久枝六郎左衛門名田職、并大内光永名田職」が宛

行われた。<sup>(67)</sup>これは先述のように、当時通元は紛争の中にあり、引換えとして通元の勢力に属することを求めたものである。そして、二年後には「久津那嶋本知行」および「和介郡之内本郡郷三郎丸名、同久枝之六郎左衛門名田職、但塩別府之内福角名田除之、次大内九郎三郎名田職之事」と同じ所領が重複する安堵状を出している。<sup>(68)</sup>所領は道後平野の北部地域の和氣郡内（現松山市）に所在し、四国本土の所領である。名田職が闕所になつてゐる久枝氏・大内氏というのは、和氣郡内に呼称を同じくする地域があり、闕所地と同じ和氣郡に本拠を持つ領主の一族と考えられるのだが、この時期の詳しい活動状況等についての情報は皆無であり、闕所地自体の由来や性格などについて明確にすることは難しい。そこで、視野を広げてこれらが所在する和氣郡本郡郷について確認してみたい。現在本郡郷を示すような地名は残つていないものの、「但塩別府之内福角名田除之」と、この地域内には塩別符が含まれていることが分かることから沿岸地域と見られる。本郡の名から郡の中心部と考えられることも合わせると、近世に和気浜村と称された現松山市和気町辺りを含んだ周辺地域であろう。この塩別符については、すでに山内譲氏の論稿で触れており、現松山市福角町から堀江町にかけての一帯がその地域であつた可能性が高いとし、そこの小河川の河口部の塩入荒野を開発したものとの理解を示している。また、忽那氏は野間郡の大井郷塩別符（現大西町）の開発を行なつた開発領主であろうとの理解を示し、鎌倉前期には所領としていることを指摘している。<sup>(69)</sup>すなわち、こうした塩別符のような場所を含む堀江湾岸地域に所領を獲得したものと見られ、そこでは忽那氏による塩入荒野の開発や塩別符の経営が行なわれる可能性が十分にあるのである。また、その地域内には現在も港を有する堀江がある。この堀江についても山内譲氏の論稿に詳しいが、戦国期には港としての

表2

## 忽那氏宛所領宛行状一覧

	年	月 日	文 書 名	発 給 者	宛 所	内 容 (宛行所領)	典 拠
1	応永12 (1405)	9月21日	河野通之宛行状	対馬守 (河野通之)	(久津那次郎左衛門) 入道道紀(通紀)	久津那嶋西浦上分地頭職	「忽那家文書」 県史1151
2	応永24 (1417)	12月 9日	河野通元宛行状	通元 (河野通元)	久津那六郎次郎(通 経力)	久枝六郎左衛門名田職・大内光 永名田職	「忽那家文書」 県史1192
3	文安元 (1444)	5月19日	河野教通宛行状	教通 (河野教通)	久津那	四松之跡名田職・山崎小湊松前 當知行	「忽那家文書」 県史1277
4	長禄3 (1459)	2月10日	河野通生宛行状	通生 (河野通生)	忽那九郎二郎(通賢 力)	桑原枝重名・行正一跡等	「忽那家文書」 県史1354
5	長禄3 (1459)	6月 1日	河野刑部大輔某宛 行状	刑部大輔 (河野氏)	忽那次郎左衛門尉 (通賢力)	河野之郷内亮安分・得能肥前分 等	「忽那家文書」 県史1358
6	文正元 (1466)	7月11日	河野氏奉行人奉書	正岡信乃守俚孝	忽那新右衛門尉(通 光力)	井出之郷之内得重地頭職	「忽那家文書」 県史1426
7	応仁元 (1467)	8月22日	河野氏奉行人連署 奉書	俚孝(正岡俚孝)・ 通親(中通親)	忽那新右衛門尉(通 光力)	出作鹿子分	「忽那家文書」 県史1428
8	文明6 (1474)	正月22日	河野通直(教通)宛 行状	刑部大輔 (河野通直)	忽那新右衛門尉(通 光力)	國永分・湯月分	「忽那家文書」 県史1472
9	享禄3 (1530)	6月13日	河野通直(彈正少 弼)宛行状	通直 (河野通直)	忽那新右衛門尉(通 光力)	二神弥次郎先知行分	「忽那家文書」 県史1661

典拠欄の「県史〇〇〇〇」：【愛媛県史 資料編 古代・中世】史料番号〇〇〇〇

姿を示しているようで、来島村上氏の支配が及んだ水運の拠点であり、宣教師たちが伊予と豊後の間を航行する時に寄港したり、伊予南部の宇和郡板島（現宇和島市）の西園寺宣久が伊勢参宮の帰途寄港したりと、伊予灘付近を航行する際の経路上に位置した水運の拠点のひとつであった。<sup>(27)</sup> 堀江湾岸地域を一望できる所には、軍事・支配拠点となるような葛籠葛城もある。もちろん、宛行された所領内にこれらが全て含まれたとは限らないのであるが、地域としてそうした性格を持つていた。また、和気郡は忽那島から最短距離にある本土で、道後平野との間を往来する上で恰好の上陸地点となりうるという地理環境にあることも付加しておく。

次に、文安元（一四四四）年には、河野教通の宛行状により、「山崎小湊松前當知行」が宛行されている。<sup>(28)</sup> 当知行地として事实上すでに知行している所領を「宛行所領事」と宛行つており、河野氏がその知行の正当性を新たに認めたものであろう。山崎（現伊予市）・小湊（米湊、現伊予市）・松前（現松前町）は、いずれも道後平野南部の伊予郡に属する沿岸部の地域である。また、堀江と同様伊予灘を伊予沿岸に沿って航行する経路上にあり、その中でも道後側の平野部の南端部であり、伊予灘南岸地域と道後平野とをつなぐ出入口ともいえる地域である。このうち、松前にて山内譲氏が論稿で触れており、ここにもやはり塩入荒野の開発の事例を見ることができ、さらに港湾機能を果していったことを指摘し、上流部に玉生荘（現松前町）が所在したことから同荘の倉敷地として機能したとの推測をなしている。<sup>(29)</sup> また、永禄十一（一五六八）年の小早川隆景の伊予渡海時のものと推定される小早川隆景書状には「三津・堀江・まさきより五艘拾艘程ハ可被申付事候」とあり、海上輸送の中で先に見た堀江そして三津（現松山市）とともに船を調達できる場所として現れており、この頃にはそれが可能となるような港湾機能を持つ

ていたことが分かる。地理環境の類似した山崎・米湊についても同様の性格を持つた可能性はある。米湊の場合、「湊」の字がそれを示しているのではないだろうか。また、周辺地域には松前城・山崎城をはじめとする城郭の分布も見られる。<sup>(25)</sup> 松前城は、南北朝初期には南朝勢力が籠城したという史料を確認できるので、少なくともその頃には存在していた。ただ、やはりこれら機能を有する場所も忽那氏の所領と重複することは限らない。しかし、地域としては水運や軍事的な面で一定の役割を担う地域だったのである。また、この所領では、忽那氏一族による現地開拓の痕跡を実際に見ることができる。時期は下るが永正十（一五二三）年に、系譜関係は分からぬものの忽那通辰なる人物が、伊予郡の宝珠寺（現伊予市）に寺領寄進をしている。<sup>(26)</sup> 宝珠寺は、山崎付近にあつた山崎荘の莊園領主伏見稻荷神社から勧請したといわれる伊予稻荷神社の別当寺であつた。寺領寄進なので信仰的性格の強い行為であるが、山崎にゆかりのある寺院への寄進であり、伊予郡の所領を保有していることに由来する行為であろう。

ではここで、その他の獲得所領も含めて概観を述べてみたい。その他の所領で所在地が比定できるものとしては、長禄三（一四五九）年の「河野之郷内亮安分并得能肥前分等」、同年の「桑原枝重名」<sup>(27)</sup>、文正元（一四六六）年の「井出之郷之内得重地頭職」<sup>(28)</sup> を確認することができる。河野郷（現北条市）は道後平野の北に接する風早郡に属し、同じ風早郡に属する忽那諸島と対岸同士に位置する。また、名称が示すように河野氏の本貫地である。桑原（現松山市）は、道後平野の内陸部となるが、河野氏の本拠道後湯築（現松山市）から南へ約一キロメートル程の地域である。井出郷（現東予市・小松町）は道前側の周敷郡に属し、比定地は詳細に確定されてはいないが中山川の河口付近とみられている。先の

和氣郡・伊予郡の所領と合わせて考えると、本土において主に沿岸部を保有している。こうした沿岸部は、和氣郡・伊予郡の例でも見たように、単に生産基盤となるだけでなく海上交通上の寄港地ともなりうる。道後の沿岸部は、瀬戸内海を東西に往来する上で、特に伊予の海岸に沿って伊予灘の南を航行し九州豊後との間を結ぶ経路上に位置し、大きな役割を担っていたはずである。忽那氏の所領全てがそうした港湾としての機能を持っていたとは言わないが、そうなる可能性を秘めた場所だったのである。

限られた史料からであり、もちろんこれらが獲得した所領の全てではないが、四国本土での獲得を確認でき、忽那氏だからこそであろうが沿岸部の所領が散見される。その中には塩別符のような沿岸部特有の生産基盤の保有を想起させる地域や、伊予灘の水運の拠点として商業基盤あるいは軍事拠点となりうるような地域に含まれるものもあり、それらは忽那氏の恒常的経済基盤となり、また恒常的活動拠点となりうるものである。

### （三）本土軍事拠点の保有

経済基盤としての所領に加え、ここで軍事拠点について、中でも河野氏との関係がもたらした城郭の保有の事例について確認してみたい。なお、本拠忽那諸島については、河野氏との関係如何にかわらず、旧来より独自に勢力基盤を築く中で自ずと城郭を保有していたであろうから、ここでも忽那諸島の外でどのような城郭をどうのように保有しているかについて押さえておきたい。もちろん、これも事例としては限られた断片的なものであり、可能な範囲での確認となる。

まず挙げられるのは、応仁元（一四六七）年八月二十一日のこととな

るが、忽那新右衛門尉宛の河野氏奉行人の連署奉書に「出作鹿子分之事、去年惠亮在城為忠賞可有知行之由」と見え<sup>(8)</sup>、応仁元年の「去年」すなわち文正元（一四六六）年に忽那新右衛門尉が恵良城（現北条市）に在城していたことが分かる。関連すると思われる史料として、同じく新右衛門尉宛の年末詳十一月十二日付けの河野教通書状があり、「於今度恵良城面々被致忠節之由、兵部少輔具注進候、尤肝要候」とある。これは、まさしく文正元（一四六六）年に忽那新右衛門尉が恵良城に在城して忠賞を受けるような働きをした時の感状と考えてよいであろう。つまり、この頃河野教通は合戦をしており、その中で忽那氏は恵良城に在番として置かれたのであろうが、そこで戦功をあげていたのである。恵良城は、風早郡の北部の恵良山にある城で、斎灘から防予諸島方面まで広範囲に望める位置にある。では、この時期の情勢についてもう少し詳しく見てみることとする。二年前の寛正五（一四六四）年に、河野氏嫡庶間の内訌に際して庶家河野通春側の支援者であつた細川勝元と、その河野通春自身が対立するようになり、翌六（一四六五）年には大内教弘・政弘が渡海して通春を援助し、一方で細川勝元は幕命の形で周辺の国の国人層に軍勢催促をして討伐軍を派遣し、そして伊予で合戦が行なわれている。通春討伐のために、同年と思われる八月には安芸小早川氏一族が伊予に在陣し、十月には細川勝元自身が守護職を持つ土佐から派遣した守護代新開遠江守らが討死しているのを確認できる。文正元（一四六六）年の合戦は、これらの延長上なのではないだろうか。また、通春が細川氏と対立するようになつたことにより、河野氏は嫡庶両家ともに細川氏と対立するようになつたことにより、河野氏は嫡庶両家ともに細川氏と対立するようになつたこととなつた。応仁の乱前後における河野氏の動向については、山内譲氏による詳細な研究がすでにあり、寛正六（一四五）年から文明元（一四六九）年頃まで嫡庶両家の間で講和が成立して

いたとする。<sup>(9)</sup> そう考えると、細川方の勢力に対峙すべく河野教通配下の軍勢も合戦をし、その中で忽那新右衛門尉は河野通生の軍事統率下にあって恵良城での在番を命じられ、そこで戦功をあげたと捉えることができる。そして、この恵良城での合戦の相手を「豫陽河野家譜」は「安芸守護武田某」としており、もとよりこれは後世の記述なのであるが、たとえ安芸守護武田氏ではなくとも前年に小早川氏一族の渡海の例があるようには、細川氏の意向を受けた中国方面からの軍勢であつた可能性は想定できる。そうなれば、忽那氏が在番した風早郡北部の恵良城は防衛の最前线にあたる重要な位置にある城であつたことになるのである。

同じ風早郡において、この恵良城の南西約四キロメートルばかりの所に、本土の海岸のわずか沖に浮かぶ小島の鹿島城（現北条市）がある。忽那氏はこの城への関与も見られる。鹿島城と忽那氏の関わりについては、これもすでに山内譲氏により明らかにされており、ここであらためて詳述するつもりはないが、展開上必要な事柄について同氏の研究に沿いながら押さえておくこととする。少し下ることとなるが、明応八（一四九九）の十一月七日に河野通宣から「賀嶋衆中」に対して捷書が出される。そこには三か条の捷が記され、まず一か条目に「久田子以来之旨、弥方々無餘儀可守當城事」とあり、第一に鹿島城の守備が命じられている。次いで二か条目には衆中での議決方法、三か条目には衆中での喧嘩の成敗方法などが決められている。この「賀嶋衆」に宛てた文書は忽那家に伝来しており、そのことから彼らは忽那氏に属する集団であつたろう。この頃、鹿島城においては忽那氏に属する集団が守備を命じられ、そこでの捷を河野氏によつて定められており、河野氏の意志決定に基づく在番が忽那氏関係者によつてなされるようになつていていたことが分かれる。また、河野氏から直接宛てられたものであつて忽那氏を経由してお

らず、命令系統上は彼らが直接河野氏の統率下にある集団であったといえよう。鹿島城については、実はもう少し前から史料上に現れており、しかもそれは忽那氏と河野氏との関わりを示すものである。年未詳であるが、花押の形状と発給者の名乗りから文明六（一四七四）年から文明十八（一四八六）年の間のものと見られる四月三十日付けの河野通直書状に、忽那新右衛門尉と矢野□郎左衛門尉に宛てて「先日賀嶋へ御渡候へと申候處」と見える。<sup>(88)</sup>これは、何らかの「子細」を「申談」するため河野氏が忽那氏らに鹿島へ渡海するよう要請しているものである。そして「我々も一昨日ハ不罷越候」と河野氏も本来出向くはずであることが分かり、鹿島が会談の場所となっている。この時の鹿島城にどのような意味があつたかについては、単にその時の戦略上の都合とか、両者の会談場所として恒例化していたとか、忽那氏の渡海時の上陸地点であるとか、いくつか可能性は挙げられるがいずれも確信を得るものではなく特定したい。しかし、いざれにせよここでは河野氏と忽那氏らを結ぶ接点の場としての役割を担っているのであり、この時の河野氏にとって忽那氏らと関わる上で何らかの意味を持つ場所となっていたことはうかがえる。

恵良城・鹿島城と、忽那氏が忽那諸島の対岸の風早郡の城郭に在番する事例を確認することができたが、では次にその南の和気郡の事例湊山城（現松山市）を取り上げる。年未詳の六月一日付けの河野通直（彈正少弼）書状が、「湊山衆中」に宛てて「先日三嶋衆中嶋發炎之儀、聊不申付候、然者其々領知等事、撃堅固ニ可有沙汰候、不可有別義候」といふ内容で出されている。<sup>(89)</sup>通直（彈正少弼）は永正十五（一五一八）年から天文二十一（一五五二）年まで文書発給が見られる河野家当主なので、多少時代が下った事例となるのだが、大三島を拠点とするであろう三島

衆が中島に乱入したことを伝え、領知を堅固に保つよう指示している。そして、「湊山衆」に宛てられたこの文書がやはり忽那家に伝来していることから、彼らも忽那氏に属する集団であろう。湊山城も忽那氏配下の在番にかかることがあつたのである。また、「中島」とは當時「下中嶋内忽那嶋」との記述や、「上中嶋」とした地域に「三嶋甘崎岡村能嶋印之嶋」との記述が見えることなどから、芸予諸島から防予諸島にわたっての広く島嶼地域の呼称と考えられ、忽那島も含まれている。ここでは、忽那島を指すとみなすべきであり、すなわち本拠忽那島に関わる報告と指示を河野氏が行なつてゐるのである。指示は河野氏から直接「湊山衆」に宛てられており、命令系統上は忽那氏を経由しておらず、やはり彼らが直接河野氏の統率を受けていた集団であつたことを示している。湊山城の立地を見ると、忽那島から道後平野への最短経路という視点で捉えた時、興居島（現松山市）の北を通り和気郡の堀江湾へ向かうものに対して、一方で興居島の南を通り和気郡三津（現松山市）方面へ向かうものとが想定され、湊山城はその三津に所在する。それは、單に忽那島から最短であるのみでなく、防予諸島ひいては周防とを最短で結ぶ地点ということになる。実際に、軍事的な例であるが、寛正六（一四五五）年に河野通春援助のため伊予に渡海した大内氏は、三津の手前の興居島を経由している。<sup>(90)</sup>また、三津には宮前川河口に三津港が開け、城は港の入り口部分に港を見下ろすようにある。「湊山」の名が示すように当地は中世からすでに港湾機能を果していいたようで、先にも触れた永禄十一（一五六八）年的小早川隆景書状には、堀江・松前とともに船を調達すべき場所として三津が記されている。<sup>(91)</sup>水運の要衝にあって、軍事的にも経済的にも拠点となる港を支配できる城であった。

ここで、このような本土沿岸の城郭保有に関する参考事例として、



関連地図

20万分の1地勢図「松山」（国土地理院・1997）に加筆

0 5 10km

「忽那嶋開発記」に忽那通定を五か城の城主とした上で、忽那島内の城とともに、「銜山城主 温泉郡吉田」「湊山城主 和氣郡三津」と見えること、また忽那通著について「常温泉郡吉田城居」と見えることを挙げておきたい。<sup>(西)</sup> 湊山城は先に確認したように忽那氏配下が在番したこともあり、通定の記述の信憑性はともかくとして、在番の事実についての認識が表れているものであろう。銜山城（現松山市）は轡山城とも記され、また忽那山城とも称される城で、現在は忽那山城と呼ばれているので以下これに統一する。吉田城は忽那諸島周辺で現在そういう称される城は存在しないが、忽那山城が温泉郡吉田（現松山市）に所在し記述中にも「銜山城主 温泉郡吉田」とあることから同義と見てよい。その忽那山城は、三津の南約三キロメートルの温泉郡の吉田浜に所在し、三津周辺地域を支配する上で湊山城とともに拠点となる場所であり、したがってそれは忽那島から道後平野への最短経路での到達地のひとつともいえる。現在は工場地帯の海岸部から海に突き出た丘陵であるが、当時は浜の沖の小島か陸繫島だったかもしれない。しかし、忽那山城とはいうものの、管見の限り忽那山城と忽那氏とを関連付ける確証となる一次史料は存在しない。わずかに近世以降の編纂物に、例えば文政年間（一八一八）一八三〇）成立の「伊予古蹟志」に「永祿中忽那通乗<sup>伯</sup><sub>守</sub>、元龜中通著<sup>式部</sup><sub>大輔</sub>居焉」とあるような記述として見られ、近世には一般的に忽那氏の城としての認識がなされていることが分かる。それとともに、忽那山城という名称や、所在地の地理環境などは、忽那氏の関与を推測させる要素のひとつである。もちろん、あくまで推測であつて、城の名称は後世に忽那氏と関連付けようとする認識の中で「銜山」が「忽那山」に転化した可能性もあり、また「忽那島開発記」は後世の編纂物であつてその記述をそのまま事実と捉えることには慎重になるべきである。しかし、湊山城の記

述も含めてこうした記述の背景には、忽那氏が忽那山城なり、そうでもなくとも別のこのようない道後側本土沿岸の城郭なりへ何らかの関与をしていたという認識が含まれているものと考える。また、「常温泉郡吉田城居」との記述には、かなり恒常に在城し活動拠点としていたという認識があるのかもしれない。こうした認識に基づくであろう記述に湊山城とともに忽那山城の名も見ることができるのである。

このように、道後側本土沿岸部の城郭において、河野氏の統率の下で拠点としての城郭に在番している姿を見る事ができる。城郭への在番は、必ずしも恒常性・永続性を持つものとは限らないが、湊山城の例にもあるように単に一時的な軍事拠点のみでなく水運の拠点となる場所もあり、忽那氏が在番した時は同氏の活動拠点のひとつとなつたであろう。もちろん、所領でも例が見られるように河野氏への従属以前に本土に全く権益を保有していなかつたわけではなく、城郭の保有についてもこうした河野氏との関わりの中だけでなく、旧来より独自に拠点としたものが本土にあつた可能性が否定できないことを付言しておく。

最後に、これらのことと先に所領で確認したこととを合わせて活動拠点という面から考えてみると、道後側の平野部沿岸地域において、忽那島から最も近く上陸地ともなりうるような地点や、水運の経路上にあって寄港地ともなりうるような地点へ拠点を獲得している様子がうかがえる。これらの地域に関連して、山内譲氏は戦国期の様子として、堀江を中心に三津・松前にいたる海岸一帯が戦国期の海賊衆の伊予近海における水運拠点として成立しつつあつたと指摘しており、それ以前の時代の忽那氏の拠点がそれらの地域と重複することは興味深い。早くから水運の拠点としての機能を持つようになつていた可能性をうかがわせる。また、瀬戸内海を横断する経路上すでに本拠の忽那諸島が経由地に当た

ることに加え、瀬戸内海縦断の経路上にも拠点を持ち、全体として伊予灘一帯において忽那氏がより影響力を強めていったことをうかがわせる。それは、河野氏にとつても豊後や周防へ続く伊予灘方面への拠点確保を意味するものであり、忽那氏に沿岸防備の役割を期待し、さらには同氏を水運の拠点を支配する上で利用しようとしたものではないのだろうか。

### おわりに

本来地頭御家人であった忽那氏は、南北朝期という動乱期にあって中央政権から伊予国との地頭御家人統率權あるいは守護職を認められた者の軍事統率下で軍事行動を取るようになった。その後、河野氏が守護職をほぼ世襲化すると、所領の給付と引換えに軍事力の提供を求められ、保障権力としての河野氏に対しその統率下に属する忽那氏という関係が定着化する様子を確認でき、それは両朝合一後の応永期頃からのことである。この応永期前後に、河野氏との間で守護と国人の関係から主従関係へと進展する上での画期を迎えたように認められる。ただ残念なことに、その画期をもたらした具体的な要因を明確に検出することまではできなかつた。また、軍事力提供以外にも守護役の賦課などの経済的な負担を課されそれに応じる状態にあつたことも応仁・文明期頃には確認できた。これを河野氏の側からいうならば、当初幕府から認められた伊予国の地頭御家人統率權や、南朝の守護職を背景に忽那氏をその軍事統率下に編入し、またそれらに付随したであろう軍忠吹拳権や所領安堵吹拳権なども足掛かりのひとつとながら、次第に守護権力としての權威と実力を背景に自らが保障権力となる代わりに軍事的・経済的に負担を課し、最終的に被官として掌握するにいたつたといえるのではないだろう

か。最終的に河野氏への従属が確認できるのは、南北朝期初頭に地頭御家人統率權者の下で活動するようになつた東浦地頭職の家の系統と見られるのであり、その系統が一連の過程を経てきたものといえるだろう。そして、忽那氏は河野氏へ従属することで、河野氏勢力内に生産基盤や商業基盤となるべき所領を獲得した。それらには本土沿岸地域のものがあり、城郭への在番と合わせて本土沿岸地域に活動拠点を広げることとなつた。これは、道後側沿岸部から忽那諸島にかけて、すなわち伊予灘一帯における海上交通上の支配拠点を拡大し、忽那氏の海上影響力の拡大につながるものであろう。そして、それは河野氏勢力における海上勢力としての役割を担うことになるのであり、河野氏にとつては勢力中枢部の道後平野周辺の沿岸防備に重要な道後沖制海權の確保を期待できる存在となるのである。最後に付け加えるならば、河野氏への従属がもたらした結果は一見こうした発展的展開とも見える一方で、それはあくまで守護河野氏権力内に限られる性格のものであり、本来持つた地頭御家人としての独自性を衰退させていくのであって、次第に忽那氏の存在形態の変質を生むことへつながつたことは否めない。ただ、そうやって河野氏権力内に包摂され実質的に被官化しながらもなお、地頭御家人の系譜を引く忽那氏が身分的には同氏の根本被官との格差を保持した可能性も否定できない。史料的制約は大きいものではあるが、忽那氏に関して今後これらの観点を意識しながら考察を深めてみることも必要なのかもしれない。

大半において事例の確認に終始した感があるうえ、途中早計ともいえる推測に及んだ部分もあるが、あくまで一次史料を中心に据え、そうして捉えた場合の姿を提示するよう努めたつもりであり、忽那氏の研究や河野氏の勢力形成の解明などの一助となれば幸いである。

(1) 国人とは、「国史大辞典」第五卷（吉川弘文館・一九八五）によると、「南北朝・室町時代に活躍する在地性の強い領主層であり、國衆（くにしゅう）ともいわれる。士着領主として、幕府権力・莊園領主・守護のような外來勢力と対抗し、独自の支配権を確立しようとした。（以下略）」という理解が記されている。すでに永原慶二氏が「守護領国制の展開」【社会経済史学】第十七巻第四号・一九五一、後に同【日本封建制成立過程の研究】（岩波書店・一九六一）に所収）においてその見解を示して以来、鎌倉以来の地頭級領主層と、内乱期に領主制の形成に乗り出した莊官＝強剛名主層を区別して捉える考え方が一般的に行なわれている。本稿では、あくまで忽那氏と河野氏との関係を考察することに主眼を置き、歴史的用語の新たな定義をなすことを目的としていないので、一般的な理解に基づく意味での使用をしていくこととする。

伊予国の国人については、愛媛県史編さん委員会編『愛媛県史』古代II・中世（愛媛県・一九八四、以下『愛媛県史通史』と略記する。）第二編第三章第二節（執筆分担石野弥栄氏）に概要が記されている。

(2) 河野氏の領国形成における在地領主層の被官化の一事例として扱った渡辺則文「城下町形成的歴史的過程」（魚澄惣五郎編『大名領国と城下町』柳原書店・一九五七）が忽那氏と守護河野氏との関係に触れた初期的研究である。その後、景浦勉『忽那家文書』（伊予史料集成刊行会・一九六四）や、『愛媛県史通史』の概説的研究をはじめ、海賊衆としての発展過程を考察した岡田政男「中世海賊衆の形成と伊予国忽那氏」（岡山史学』二三・一九七〇）、鎌倉期の惣領制および所領構成を考察した石野弥栄「伊予国の地頭御家人忽那氏について」（国学院大学史学大学院会史学研究集録』第二号・一九七三）、同じく鎌倉期の惣領制および一族の分派、そして南北朝期にかけての海賊衆の形成について考察した浜田浩「伊予国の島嶼土豪忽那氏と海賊衆の形成」（『法政史学』第三七号・一九八五）、室町期の河野氏との関係について政治的動向と所領の面から考察した石野弥栄「室町期の忽那氏について—河野氏との関係—」

（『文化愛媛』第一四号・一九八七）、系譜や海の領主としての特殊性について言及した網野善彦「海の領主」をめぐつて—忽那氏・二神氏に関連して—」（『芸備地方史研究』一〇〇・一九九六）などの先行研究が蓄積されている。

(3) 元応三年二月十三日六波羅御教書（「尊經閣文庫所蔵文書」、愛媛県史編さん委員会編『愛媛県史』資料編 古代・中世（愛媛県・一九八三）史料番号四九三、以下『愛媛県史』四九三と略記する。）

(4) 事跡の詳細については、註2の先行研究に詳しい。

(5) 元久二年十一月十二日源実朝袖判下文案（「長隆寺文書」、『愛媛県史』五五五）

(6) （註2石野氏前掲論文の前者、浜田氏前掲論文）

(7) 忽那氏には、「忽那嶋開發記」「忽那氏系図」「忽那トラ氏所藏古系図」といった系譜類が伝わり、特に南北朝期以降になると系譜関係が「忽那家文書」など一次史料でほとんど確認できなくなる忽那氏にあって、当該期を述べるにあたり従来無批判に用いられることが少なくなかつた。もちろん重要な情報や正確な事実も多々含まれているのであろうが、後世の編纂によつて成立したものであり全てが信頼できる内容とは限らないことから、本稿ではあえて「忽那家文書」の内容から読み取れる系譜関係のみを元にあらためて系図を作成し使用することを試みた。

(8) 建武三年七月忽那重清軍忠状并証判（『忽那家文書』、『愛媛県史』六〇六四）

(9) 佐藤進一氏は康暦元年までの間に少なくとも五回の守護職改替があつたとするが（佐藤進一「室町幕府守護制度の研究」下（東京大学出版会・一九八八）、川岡勉氏は康暦元年までは足利一門が守護職を保有し、從来河野氏の守護職保有を示すとされてきた権限・行為は旧来より在地に有していた影響力を足利政権が認めたものや一門の守護を補完するものだとする見解を示している（川岡勉「足利政権成立期の一門守護と外様守護—四国支配を中心として—」（『日本歴史』五八一号・一九九六）、後に同『室町幕府と守護権力』（吉川弘文館・一〇〇二）に所収）。

(10) 守護に与えられる権限だからといって、一国地頭御家人統率権を保有することが守護職在職の徵証となるわけではないことは、すでに川岡勉氏も註9前掲論文において指摘するところである。守護のみが与えられる権限という意味ではなく、あくまで守護職に補任されると職掌として認められる権限という意味である。

あることが確認できる。

南北朝・室町期忽那氏の守護河野氏従属について

- (11) 建武三年七月日忽那重清軍忠状（「忽那家文書」、「愛媛県史」六〇四）
- (12) 建武三年二月十五日足利直義御判御教書写（「臼杵稻葉河野文書」、「愛媛県史」五八六）、建武三年二月十八日足利尊氏袖判御教書（「淀稻葉文書」、「愛媛県史」五八七）
- (13) 建武三年六月十三日善恵（河野通盛）手負注文写（「萩藩譜録」河野六郎通古、「愛媛県史」五九四）
- (14) 建武三年六月十四日足利直義御判御教書写（「松雲公採集遺編類纂」、「愛媛県史」五六九）
- (15) 〔註9佐藤氏前掲著書、川岡氏前掲論文〕
- (16) 建武四年七月二十九日忽那重明軍忠状（「忽那家文書」、「愛媛県史」六二九）
- (17) 建武二年正月十九日散位某奉書（「忽那家文書」、「愛媛県史」五六九）。なお、重清宛に同内容で同年正月十六日散位某奉書（「忽那家文書」、「愛媛県史」五六八）が出ている。
- (18) 伊予国関係の史料に「頼有」という名称で散見される人物であり、よく似た名称の人物に岩松頼宥がいて、從来同人のこととして扱われてきていた。しかし石野弥栄氏はそれに疑問を唱え、他の可能性も挙げながら検証した上で、現時点では岩松姓ではあるがそれ以上人物比定は困難であることと指摘している（石野弥栄「南北朝期の伊予国守護」（国学院高等学校紀要）第十七輯・一九七五）。そこで本稿では、史料に見られるままを使用し、岩松頼有という名称で扱うこととする。
- (19) 建武五年二月二十日岩松頼有書下写（「集古文書」、「愛媛県史」六二六）が軍事行動の目的での伊予入部の初見、建武五年三月十一日忽那重清軍忠状并岩松頼有証判（「忽那家文書」、「愛媛県史」六二七）で統率者で
- (20) (暦応)三年九月十八日室町幕府引付頭人奉書（「六波羅蜜寺文書」、「愛媛県史」六六二)
- (21) 暦応元年十一月十九日善恵（河野通盛）請文（「国分寺文書」、「愛媛県史」六四二）
- (22) 小川信「守護大名細川氏の興起」その一（『国学院雑誌』第六十七巻第八号・一九六六、後に同氏「足利一門守護発展史の研究」（吉川弘文館・一九八〇）に所収）、（註9川岡氏前掲論文）
- (23) 建武五年三月十一日忽那重清軍忠状（「忽那家文書」、「愛媛県史」六三七）
- (24) 正平二十年五月十日懷良親王令旨（「河野通直文書」、「愛媛県史」八七七）
- (25) 正平二十二年十二月日河野通直（通堯）軍勢催促状（「忽那家文書」、「愛媛県史」八八九）
- (26) 正平二十年五月十日懷良親王令旨（「河野通直文書」、「愛媛県史」八七七）
- (27) 建徳二年正月二十三日中務親王令旨写（「築山本河野家譜」、「愛媛県史」九二八）
- (28) 杉本尚雄「菊池氏三代」（吉川弘文館・一九六六）。具体的な史料としては、正平二十四年八月十六日書写奥書懷良親王筆法華経（徳川美術館蔵、文化庁監修『国宝・重要文化財大全』七 書跡（上巻）（毎日新聞社・一九九八））などがある。
- (29) 天授元年八月十五日長慶天皇綸旨写（「築山本河野家譜」、「愛媛県史」九七三）
- (30) 正平二十三年十月十五日河野通直安堵状案（「国分寺文書」、「愛媛県史」九〇〇）、正平二十三年十月十五日西園寺家御教書写（「国分寺文書」、「愛媛県史」九〇一）
- (31) 応永十九年三月靈乘上人言上状（「国分寺文書」、「愛媛県史」一一八〇）
- (32) 石野弥栄「南北朝・室町期の伊予西園寺氏―公家大名成立の前提―」

(33) 〔国学院雑誌〕八十八巻十号・一九八七)

(34) 川岡勉「中世伊予の府中・守護所と河野氏」(「社会科」学研究)十五・一九八八)

(35) 建武元年十二月二十日後醍醐天皇綸旨(「忽那家文書」、「愛媛県史」五六七)、興国四年二月四日後村上天皇綸旨(「忽那家文書」、「愛媛県史」六八二)、正平四年三月九日後村上天皇綸旨(「忽那家文書」、「愛媛県史」七三八)、正平五年二月十六日丘部卿親王令旨(「忽那家文書」、「愛媛県史」七五二)

(36) 正平十一年三月九日足利直冬御判御教書(「忽那家文書」、「愛媛県史」八二四)

(37) 康暦元年七月八日足利義満御判御教書(「明照寺文書」、「愛媛県史」一〇〇九)

(38) 応永十二年九月二十一日河野通之宛行状(「忽那家文書」、「愛媛県史」一一五一)。『愛媛県史』では「所宛行久津那次郎左衛門入道之領也」としているが、すでに石野弥栄氏が註2前掲論文の後者によつて指摘しているように、原文確認によると「所宛行久津那次郎左衛門入道々紀也」と記されている。(確認は愛媛県歴史文化博物館架蔵写真版「忽那家文書」による。)

(39) 応永七年卯月二十日忽那通紀寄進状(「長隆寺文書」、「愛媛県史」一一三)

(40) 完全な同一形状ではないが類似した特徴を持つており、基本形を同じくしたまま変化したものと捉えることができる。(確認は愛媛県歴史文化博物館架蔵写真版「忽那家文書」による。なお、『愛媛県史』の付録「所蔵者別文書目録 付 花押一覧」に花押の写真版が掲載されており確認が可能である。)

(41) 応永十五年十一月二十六日沙弥道紀(「忽那通紀」寄進状(「長隆寺文書」、「愛媛県史」一一六五)

(42) 応永二十一年十月十五日河野通久安堵状(「忽那家文書」、「愛媛県史」一四一)

一一八八)

(43) 応永二十四年十二月九日河野通元宛行状(「忽那家文書」、「愛媛県史」一一九二)

(44) 応永二十六年十月二十九日河野通元安堵状(「忽那家文書」、「愛媛県史」一一九九)

(45) 応永二十五年九月三日河野通久安堵状(「忽那家文書」、「愛媛県史」一九五)

(46) 応仁元年八月二十二日河野氏奉行人連署奉書(「忽那家文書」、「愛媛県史」一四二八)

(47) 文安元年八月二十九日河野教通安堵状(「忽那家文書」、「愛媛県史」一二八〇)、文安元年九月六日河野教通安堵状(「忽那家文書」、「愛媛県史」一四二四)、応仁二年二月十二日河野教通安堵状(「忽那家文書」、「愛媛県史」一四二四)、応仁二年二月二十三日河野通秋安堵状(「忽那家文書」、「愛媛県史」一三九五)、文正元年四月十日河野通生安堵状(「忽那家文書」、「愛媛県史」一四二四)、応仁二年二月十二日河野教通安堵状(「忽那家文書」、「愛媛県史」一四三七)。

(48) (註2石野氏前掲論文、浜田氏前掲論文)

(49) 建長六年三月八日関東下知状(「忽那家文書」、「愛媛県史」一六九)

(50) 正応元年六月一日関東下知状(「忽那家文書」、「愛媛県史」三〇九)

(51) 正安四年七月七日関東下知状案(「忽那家文書」、「愛媛県史」五五五)、建武元年十二月二十日後醍醐天皇綸旨(「忽那家文書」、「愛媛県史」五

(52) 応仁二年二月十一日河野教通安堵状(「忽那家文書」、「愛媛県史」一四三八)

(53) 寛正五年七月二十三日河野通生安堵状(「忽那家文書」、「愛媛県史」一三九五)

(54) (寛正六年)九月三日河野通生書状(「忽那家文書」、「愛媛県史」一四一七)

(55) 文明六年三月二十九日河野通生置文(「忽那家文書」、「愛媛県史」一四一七八)

- (56) 山内譲「教通と通春—伊予河野氏と応仁の乱」上・下（『伊予史談』二八二・二八三号・一九九一）、後に同『中世瀬戸内海地域史の研究』（法政大学出版局・一九九八）に所収）
- (57) 「忽那嶋開発記」（中島町誌史料集編集委員会編『中島町誌史料集』（中島町役場・一九七五））
- (58) 「忽那氏系図」（景浦勉編『忽那家文書』（関洋紙店印刷所・一九六四））
- (59) （年未詳）正月二十六日（河野力）通里書状（「忽那家文書」、「愛媛県史」一四八〇）
- (60) 「忽那嶋開発記」（中島町誌史料集編集委員会編『中島町誌史料集』（中島町役場・一九七五））
- (61) 文明六年三月二十九日河野通生置文（「忽那家文書」、「愛媛県史」一七八）
- (62) 文明六年三月五日河野氏奉行人奉書（「仙遊寺文書」、「愛媛県史」一四七六）
- (63) 文明五年十一月二十二日足利義政袖判御教書（「明照寺文書」、「愛媛県史」一四七〇）
- (64) 田沼睦「室町幕府・守護・国人」（『岩波講座 日本書紀』七 中世三史）
- (65) 大永元年十一月二十九日河野通直免許状（「忽那家文書」、「愛媛県史」一六三〇）
- (66) 応永十二年九月二十一日河野通之宛行状（「忽那家文書」、「愛媛県史」一一五）
- (67) 応永二十四年十二月九日河野通元宛行状（「忽那家文書」、「愛媛県史」一一九二）
- (68) 応永二十六年十月二十九日河野通元安堵状（「忽那家文書」、「愛媛県史」一一九九）
- (69) 山内譲「塩入荒野の開發」（註56同氏前掲書）
- (70) 山内譲「中世後期瀬戸内海の海賊衆と水運」（『瀬戸内海地域史研究』第一輯、一九八七、後に註56同氏前掲書に所収）、同『中世の堀江』（『伊予史談』三二九号・一〇〇〇）
- (71) 文安元年五月十九日（「忽那家文書」、「愛媛県史」一二七七）
- (72) （註69山内氏前掲論文）
- (73) （永禄十一年）三月十一日小早川隆景書状写（「乃美文書正写」、「愛媛県史」一〇二六）
- (74) 愛媛県教育委員会文化振興局編『愛媛県中世城館跡』（愛媛県教育委員会・一九八七）
- (75) 建武三年三月十一日祝安親軍忠状并証判（「三島家文書」、「愛媛県史」五八九）
- (76) 永正十年二月朔日忽那通辰寄進状写（「大洲旧記」、「愛媛県史」一六〇六）、同年十月二十七日忽那通辰寄進状写（「大洲旧記」、「愛媛県史」一六〇八）、同年十二月二十日忽那通辰寄進状写（「大洲旧記」、「愛媛県史」一六〇九）
- (77) 長禄三年六月一日河野刑部大輔某宛行状（「忽那家文書」、「愛媛県史」一三五八）
- (78) 長禄三年二月十日河野通生死行状（「忽那家文書」、「愛媛県史」一三五四）
- (79) 文正元年七月十一日河野氏奉行人奉書（「忽那家文書」、「愛媛県史」一四二六）、「愛媛県史」では「升出候郷之内得重地頭職」としているが、すでに石野弥栄氏が註2前掲論文の後者によつて指摘しているように、原文確認によると「井出之郷之内得重地頭職」と記されている。（確認は愛媛県歴史文化博物館架蔵写真版「忽那家文書」による。）
- (80) 応仁元年八月二十二日河野氏奉行人連署奉書（「忽那家文書」、「愛媛県史」一四二八）
- (81) （文正元年）十一月十一日河野教通書状（「忽那家文書」、「愛媛県史」一四六〇）
- (82) （寛正六年）八月二十三日細川勝元書状写（「小早川家証文」、「大日本古文書」家わけ第十一 小早川家文書之一（東京帝國大学文学部史料編纂掛・一九二七）史料番号一三七、以下『大日本古文書』については家名

で記し「小早川家文書」二、「証一三七のよう略記する。ここで証一三七としたのは、「小早川家証文」であることを示すためである。」

(83) (寛正六年) 十月十日細川勝元書状（「毛利家文書」、「毛利家文書」一、一一八）

(84) (註56山内氏前掲論文)

(85) 「豫陽河野家譜」（『豫陽河野家譜』（歴史図書社・一九八〇））

(86) 山内譲「海賊衆来島村上氏と海城—伊予国鹿島城の場合」（『日本歴史』五五七号・一九九四、後に同「海賊と海城」（平凡社・一九九七）に所収）

(87) 明応八年十二月七日河野通宣捷書（「忽那家文書」、「愛媛県史」一五六六）

(88) この花押の前段階のものの最後の使用例が文明六年で（山内譲「伊予河野氏の花押」（『ソーシャル・リサーチ』一二号・一九八五、後に註56同氏前掲書に所収）、通直の法名道治の初見が文明十八年（文明十八年十一月二十七日宗昌寺寺領坪付（「宗昌寺文書」、「愛媛県史」一五三三）であることから。

(89) (年未詳) 四月三十日河野通直書状（「忽那家文書」、「愛媛県史」一五一五）、なお宛所の後者について「愛媛県史」では「矢野□右衛門尉」としているが、原文確認によると「矢野□郎左衛門尉」と記されており（確認は愛媛県歴史文化博物館架蔵写真版「忽那家文書」による。）（寛正六年）九月三日河野通生書状（「忽那家文書」、「愛媛県史」一四一七）に見える矢野七郎左衛門尉のことではないだろうか。

(90) (年未詳) 六月一日河野通直書状（「忽那家文書」、「愛媛県史」一七一二）

(91) 初見は永正十五年四月十六日安堵状（「仙遊寺文書」、「愛媛県史」一六二〇）で、最終は天文二十一年十一月二十四日河野通直宛行状（「二神文書」、「愛媛県史」一七八三）

(92) 天文九年八月二十日大内氏奉行人連署奉書写（「萩藩譜録」長崎首令高亮、「愛媛県史」一七〇五）、天文十年七月二十八日白井房胤手負注文并大内義隆証判（「白井文書（岩瀬文庫）」、「愛媛県史」一七一三）

(93) 「親元日記」寛正六年九月三日条（「続史料大成」第十卷（臨川書店・一九七八））

史】二〇二六）

(94) (永禄十一年) 三月十一日小早川隆景書状写（「乃美文書正写」、「愛媛県史」二〇二六）

(95) 「忽那嶋開発記」（中島町誌史料集編集委員会編「中島町誌史料集」（中島町役場・一九七五））

(96) 「伊予古蹟志」（伊予史談会編「予陽郡郷俚諺集・伊予古蹟志」（伊予史談会・一九八七）。なお、長山源雄編「伊予の古城跡」（伊予史談会・一九八二）には、城郭ごとに名前の記載がある史料の該当部分が抜粋掲載されている。

(97) (註70山内氏前掲論文の前者)